## 入札制度の改正について

入札制度について、令和4年4月1日以降に入札公告を行う案件から、次のと おり改正します。

## 最低制限価格の算定式の変更

建設工事における一般管理費の算入率を 10 分の 5.5 から 10 分の 6.8 に引き上げます。

## 【変更後の算定方法】

予定価格算出の基礎となる次に掲げる額の合計額(万円未満切捨て)に消費 税相当額を加えた額とします。

ただし、次に掲げる額の合計額(万円未満切捨て)が、予定価格(税抜き) に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額 (万円未満切捨て)に消費税相当額を加えた額とし、予定価格(税抜き)に10 分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額 (万円未満切上げ)に消費税相当額を加えた額とします。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に<u>10分の6.8</u>を乗じて得た額 (それぞれ円未満切捨て)

なお、工事の性質上、上記の算定方法により難い場合は、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を予定価格(税抜き)に乗じて得た額に消費税相当額を加えた額とします。